

令和元年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和元年7月19日

2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室

3. 開 会 令和元年7月19日

4. 応招、出席議員

1番 石井 恵子

2番 松本 有利子

3番 軍司 俊紀

4番 柴田 圭子

5番 稲葉 健

6番 古澤 由紀子

7番 近藤 瑞枝

8番 藤村 勉

9番 野田 泰博

10番 増田 葉子

5. 不応招、欠席議員

なし

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者 板倉 正直

副管理者 笠井 喜久雄

副管理者 岡田 正市

会計管理者 川村 伸一

事務局長 高橋 清

庶務課長 朝倉 勇治

印西  
クリーン  
センター  
工場長  
小川 和弘

平岡自然公園  
事業推進  
課長  
高橋 康夫

庶務課  
副参事  
高橋 英夫

印西  
クリーン  
センター  
副参事  
土佐 光雄

7. 管理者提出議案

報告第1号 継続費繰越計算書の報告について

議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例及び印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

8. 議員提出議案 なし

9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。

10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 石井 恵子

2番 松本 有利子

11. 議事の経過

---

◎開会の宣告

○事務局長（高橋 清君） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

（午前10時00分）

○事務局長（高橋 清君） 私、事務局長の高橋清でございます。令和元年の第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会の開会に当たりまして、事務局より申し上げます。

本臨時会は、印西市、白井市選出議員の任期満了に伴う改選後の初議会でございます。臨時議長を紹介するまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

---

◎管理者挨拶

○事務局長（高橋 清君） まず初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○管理者（板倉正直君） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今日は、令和元年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会は、印西市、白井市選出議員の任期満了に伴い、新たな組合議員が両市から選出された初議会でございます。両市より選出された議員の皆様、そして栄町選出の議員の方々におかれましては、住民の皆様の信頼と期待に応えるべくご活躍いただくとともに、組合事業の推進にご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、初めに、組合事業についてご報告をいたします。

ごみ処理事業でございますが、平成30年度中に印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は4万6,845トンで、前年度比1.56%増となっております。このような状況の中、平成30年度に策定した印西地区ごみ処理基本計画をもとに、ごみの減量化、資源化などの推進について、市町ともに取り組んでいく所存でございます。

次に、クリーンセンターの操業についてですが、平成27年度から3カ年の事業で焼却炉の2号炉、3号炉及び共通設備の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、毎年度定期修繕を行いながら安定操業に努めております。

次に、最終処分場でございますが、昨年7月末、地元の区と最終処分場の埋め立て期間の延伸と全量埋め立ての合意をいただき、9月から焼却灰の全量埋め立てを再開しております。平成31年3月末現在の埋立率は、埋め立て容量の約40万2,000立方メートルに対し、約21%となっております。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、建設予定地につきましては、昨年6月から順次交渉を進め地権者のご理解、ご協力により、本年1月末に用地取得が完了したところでございます。また、昨年度末に策定しました施設本体の施設整備基本計画及び地域振興策基本計画に基づき、各種調査、計画設計業務を進めておるところでございます。

次に、温水センター事業でございますが、平成30年度の利用者数は、約18万3,000人で、多くの方々にご利用いただいているところでございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、印西斎場では現在、火葬炉増設工事が進められております。既存の火葬炉4炉に加え、2炉を増設するもので、現段階で火葬炉と排ガス設備の据えつけがほぼ完了し、現在の進捗率は約80%と、本年10月の完成に向けて順調に進められております。一方、印西霊園では、住民団体からの要望と議会からの請願をいただきまして、霊園内に合葬式墓地を設置することについて、昨年度から県内外14の施設の調査研究を行い、本年度は合葬墓整備基本計画を策定することを予定しており、施設整備の具体化に向けて進めているところでございます。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日も審議いただきます案件でございますが、継続費繰越計算書の報告について、個人情報保護条例及び情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する

る協議についてでございます。

詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

---

#### ◎副管理者の自己紹介

○事務局長（高橋 清君） 次に、副管理者の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、4月21日に行われました白井市長選挙で当選され、当組合の副管理者となられました笠井喜久雄白井市長、お願いいたします。

○副管理者（笠井喜久雄君） ただいまご紹介をいただきました白井市長の笠井喜久雄でございます。どうか、よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高橋 清君） 次に、当組合副管理者であります岡田正市栄町長、お願いいたします。

○副管理者（岡田正市君） 岡田でございます。よろしくをお願いいたします。

---

#### ◎議員の自己紹介

○事務局長（高橋 清君） 続きまして、議員の皆様にご自己紹介のほうをお願いしたいと思います。

それでは、1番の石井恵子議員より、順次お願いできますでしょうか。よろしくをお願いいたします。

○1番（石井恵子君） 白井市の石井恵子でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○2番（松本有利子君） 印西市の松本有利子です。よろしくをお願いいたします。

○3番（軍司俊紀君） 印西市の軍司俊紀でございます。よろしくをお願いいたします。

○4番（柴田圭子君） 白井市の柴田圭子です。よろしくをお願いいたします。

○5番（稲葉 健君） 印西市の稲葉健です。よろしくをお願いいたします。

○6番（古澤由紀子君） 白井市の古澤由紀子でございます。よろしくをお願いいたします。

○7番（近藤瑞枝君） 印西市の近藤瑞枝でございます。よろしくをお願いいたします。

○8番（藤村 勉君） 栄町の藤村勉です。どうぞよろしくお願いたします。

○10番（増田葉子君） 印西市の増田葉子でございます。よろしくをお願いいたします。

○事務局長（高橋 清君） ありがとうございます。もう一名、栄町選出の野田泰博議員につきましては、若干遅れているということで、紹介のみとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

---

#### ◎臨時議長の紹介

○事務局長（高橋 清君） それでは、このたび印西市、白井市選出議員の任期満了に伴いまして、現在議長、副議長が不在となっております。地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選出されるまでの間は、年長の議員が臨時の議長を務めるということとなっておりますので、本日出席議員の中の年長議員でございます白井市選出の古澤由紀子議員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議長の席のほうをお願いいたします。

---

#### ◎開議の宣告

○臨時議長（古澤由紀子君） ただいまご紹介いただきました白井市の古澤でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまの出席議員数は9名です。定足数に達しておりますので、令和元年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○臨時議長（古澤由紀子君） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付しました議事日程第1号のとおりでございますので、ご了承願

います。

---

◎仮議席の指定

- 臨時議長（古澤由紀子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席はただいまの着席の議席とします。

---

◎議長の選挙

- 臨時議長（古澤由紀子君） 日程第2、議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（古澤由紀子君） 異議なしと認めます。  
よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたします。  
どなたか推薦ございますか。

石井議員。

- 1番（石井恵子君） 白井市の柴田圭子議員を推薦いたします。

- 臨時議長（古澤由紀子君） ただいま柴田圭子議員のご推薦をいただきましたが、ほかにございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（古澤由紀子君） それでは、推薦がありました柴田圭子議員を議長に指名いたします。  
お諮りいたします。ただいま指名しました柴田圭子議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 臨時議長（古澤由紀子君） 異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名しました柴田圭子議員が議長に選出されました。  
ただいま議長に当選された柴田圭子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

柴田圭子議員、議長の承諾及び挨拶を自席においてお願いいたします。

柴田議員。

---

◎議長挨拶

- 議長（柴田圭子君） 柴田でございます。このたび議長職を拝命いたしました。当組合は、吉田地区への移転建て替え、また周辺整備等、これから大きな局面に入っていきます。また、合葬墓の計画も進むようございます。議会の責任も重大でございます。十分その議会が機能を発揮できますよう鋭意努力する所存でございます。皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

- 臨時議長（古澤由紀子君） 以上で臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

柴田議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長、議長と交代）

---

◎議席の指定

- 議長（柴田圭子君） それでは、よろしく願いいたします。

これからの議事日程につきましては、追加議事日程第1号の追加1としてお手元に配付したとおりです。ご了承願います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいまの着席のとおり指定いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田圭子君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席1番、石井恵子議員、議席2番、松本有利子議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（柴田圭子君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日に決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（柴田圭子君） 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

地方自治法第121条の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおり出席通知がありました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎副議長の選挙

○議長（柴田圭子君） 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたか推薦ございますか。

近藤議員。

○7番（近藤瑞枝君） 軍司議員を推薦いたします。

○議長（柴田圭子君） ただいま軍司俊紀議員のご推薦をいただきましたが、ほかにございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） それでは、推薦がありました軍司俊紀議員を副議長に指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました軍司俊紀議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） 異議なしと認めます。

よって、軍司俊紀議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された軍司俊紀議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

---

◎副議長挨拶

○議長（柴田圭子君） 軍司俊紀議員、副議長の承諾及び挨拶を自席よりお願いいたします。

○副議長（軍司俊紀君） 印西市の軍司俊紀でございます。このたびは副議長にご推挙いただきまし

て、ありがとうございます。副議長として柴田議長とともに環境整備事業組合の事業運営に議員の皆様とともにしっかりと取り組み、議会の役割を果たしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（柴田圭子君） ありがとうございます。

---

◎議会運営委員の選任

○議長（柴田圭子君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例、第5条第1項の規定により議長が指名することになっておりますので、新たな議会運営委員の選任については、石井恵子議員、松本有利子議員、稲葉健議員、古澤由紀子議員、近藤瑞枝議員、増田葉子議員、以上6人を指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで休憩いたします。

（午前10時17分）

---

○議長（柴田圭子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時35分）

---

○議長（柴田圭子君） 休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長が互選されました。また、藤村副委員長から辞任願が提出され、新たに副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に増田葉子議員、副委員長に石井恵子議員が互選されました。

---

○議長（柴田圭子君） 日程第7、報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本案について報告を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 報告第1号 継続費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。

本件は、一般会計継続費予算として平成30年度年割額の執行残額などを繰り越すものでございます。3款1項清掃費の次期中間処理施設用地埋蔵文化財調査事業は、平成30年度からの3カ年事業で1,484万1,720円を、3款2項保健衛生費、火葬炉増設事業は、平成30年度からの2カ年事業で100円をそれぞれ本年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をいたします。

なお、事業の進捗状況といたしましては、埋蔵文化財調査は対象区域の試掘、確認調査等を行い、建設予定地南側の本調査を終了したところで、主に縄文・古墳時代の堅穴式住居跡などが確認されており、計画どおりに進んでおります。

また、火葬炉増設事業は、炉設備及び排ガス設備の施設設置を完了し、本年10月の完成に向け順調に進んでおります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

---

◎議案第1号

○議長（柴田圭子君） 日程第8、議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例及び印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第1号につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、個人情報の定義を明確にし、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田圭子君） 高橋事務局長。

○事務局長（高橋 清君） 議案第1号の内容につきましてご説明いたします。議案第1号関係資料をご覧ください。

まず、改正の要旨及び理由でございますが、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が一部改正されたことに伴い、個人情報の定義を明確にし、要配慮個人情報の取り扱いに関する規定を整備するほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容につきまして、4の新旧対照表に沿ってご説明いたします。初めに、第1条、印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。

まず、第2条第1号でございますが、個人識別符号が含まれるものは個人情報に該当することを明らかにするため、個人情報の定義を改正法に合わせて改めるものでございます。新たに設ける第2号及び第3号につきましては、改正法に合わせて個人識別符号と要配慮個人情報を定義するものでございます。

次に、第2号から第8号までにつきましては、第1号の次に2号を加える改正に伴って、2号ずつ繰り下げるとともに、所要の改正を行ったものでございます。

第2号につきましては、他の定義規定との整合を図るものでございます。

第4号につきましては、電磁的記録の定義を第1号に規定したことにより削るものでございます。

第8号につきましては、他の定義規定との整合を図るものでございます。

次に、第6条第1項の新たに設ける第7号でございますが、要配慮個人情報に関する事項を個人情報取扱事務届出事項として加えるものでございます。

第8号につきましては、字句の統一を図るものでございます。

次に、第7条第2項各号列記以外の部分本文でございますが、思想、信条などの個人情報を要配慮個人情報に改めるものでございます。

第2号につきましては、第3項本文との関係を整理するものでございます。新たに設ける第3号につきましては、災害などの緊急時において、要配慮個人情報を収集することができるようにするための規定を整備するものでございます。

第3号につきましては、第2号の次に1号を加える改正に伴って、繰り下げるものでございます。

第14条第2号でございますが、第2条の改正により個人識別符号を含むものは個人情報に該当することとされたことの整合を図るものでございます。

次に、第2条の印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部改正についてご説明申し上げます。第7条第2号でございますが、ただいまの印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例と同様に、「その他の記述等」の内容を明確にするものでございます。

議案第1号関係資料の1枚目にお戻りいただけますか。3の施行期日等でございます。附則につきましては、施行期日を公布の日とし、個人情報取扱事務届出に関する経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（柴田圭子君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田議員。

○10番（増田葉子君） 1点だけ。今回初めてこの組合のほうに来ていますので、質問させていただきます。こちらの個人情報なのですがけれども、今組合のほうで保有する個人情報の種類ですね、どういったところで個人情報が集まってくるのかということ、もし種類、お答えができればお願いいたします。

○議長（柴田圭子君） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） それでは、当組合が収集する、あるいは保有する個人情報の内容についてご説明いたします。

では、こちら、私が所属する庶務課で収集する情報といたしましては、組合議員の皆様の住所、氏名、それからあとは税務関係で必要となりますマイナンバーなどがございます。それと、こちらで雇用しております非常勤職員の氏名、住所、生年月日、それから電話番号など、あるいは本日ご出席いただいております正副管理者の3名の方々のお名前、生年月日、それからやはり税関係で必要となりますマイナンバーなどの情報がございます。

それから、あと印西クリーンセンターにおいて収集している情報といたしましては、工場の委託の職員に関しますお名前、生年月日など、電話番号も含めて収集していることもございます。

それから、あと隣合います温水センターのご利用いただく方々につきましては、専用で専ら使っていただく方のお名前や住所、お電話番号、さらには利用料の免除の申請がございしますが、そちらに関しますお名前や住所、電話番号などの収集もございます。

それから、あと、平岡自然公園の事業に関しまして、特に印西斎場におきましては、申請される方の住所、お名前、電話番号、それから亡くなられた方との続柄、あるいは亡くなった方の住所、お名前、生年月日、性別などを収集してございます。

それから、印西霊園。こちらに関しましては、使われる方の住所、お名前、電話番号、それから本籍など。あとは、住民票も必要に応じていただくこともございます。

あと、平岡自然の家のご利用に関しましては、申請される方、あるいは団体を含みますが、の住所、お名前、電話番号。

これら主立ったものを申し上げましたが、こういったものを情報として入手してございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子君） よろしいですか。

古澤議員。

○6番（古澤由紀子君） 個人情報保護条例のほうの7条についてお伺いいたします。7条の2の3項において、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときは、要配慮個人情報を収集してもよいということだと思えますけれども、その上で「要配慮個人情報を収集してはならない」という文言があります。さっきの3のところは、急を要する場合であるということが含まれると思えますけれども、矛盾はどう対応されていかれるのでしょうか。

○議長（柴田圭子君） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） では、お答えをいたします。

従前、改正前の条例によりましては、第2項におきまして、思想、信条、宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報を収集してはならないということでありましたが、その中には緊急時、人命救助、保護の観点からやむを得ず収集すべき事項について定義がございました。そのために、個人情報保護法のほうにつきまして、緊急かつやむを得ないと認められる場合に必要最小限の情報を得るといふことの改正がございましたものですから、そういった項目をつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子君） 古澤議員。

○6番（古澤由紀子君） 今のご説明を伺いますと、要配慮個人情報に関しては、緊急時に必要になったときに集めるということでしたけれども、緊急時に欲しい情報というのは、そのときに集めても間に合わないことが多いのですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（柴田圭子君） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

当組合においての緊急時と考えられることとございますが、例えば工場内で事故などが起こった場合、組合の職員であるとか、委託をお願いしている業者さんの作業員さんであるとかというところの、例えばその方の特に必要となる病歴ですとか、そういったことが想定されるのかなというところもご



ございます。あるいは、隣の温水センターではプールご利用の方であっても、特に急に具合が悪くなるといふところの場合には、その方の病気がもしわかる方がいらっしゃる、あるいはご本人からお伺いするというので、情報が得られれば、例えば救急とかの救急隊にそういった情報をお伝えすることによって医療機関との連携等もスムーズに行われるのかなというところが想定されます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子君） 古澤議員。

○8番（古澤由紀子君） この印西地区環境整備事業組合は、怪我をしたり、事故が起こるといふ可能性が全くないという職場ではないと思います。個人情報保護のこの定義というのに関しては、私もその目的がわからないではありませんけれども、しかしやはり個人情報保護の法律は少し行き過ぎて非常に使いにくいと思うところがあったものですから、現実的に矛盾するのではないかということをお聞きしたわけです。条例はこれによしとしても、現実的に対応できるような措置を是非とっていただきたいと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴田圭子君） 朝倉庶務課長。

○庶務課長（朝倉勇治君） お答えいたします。

古澤議員のおっしゃるとおり、条例をこのようにもし可決いただければ運用はさせていただきますが、ただ、個人情報は大事な情報が入っております。当組合といたしましても、そういった情報に關しましては、適切かつ厳重な管理を行っていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子君） では、ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） では、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子君） では、討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決をいたします。

議案第1号 印西地区環境整備事業組合個人情報保護条例及び印西地区環境整備事業組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子君） 承知しました。起立全員です。

よって、議案第1号は可決されました。

---

#### ◎議案第2号

○議長（柴田圭子君） 日程第9、議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

管理者。

○管理者（板倉正直君） 議案第2号について提案理由及び議案内容をご説明をいたします。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である香取市東庄町病院組合が、令和元年8月31日をもって解散されることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で、提案理由及び議案内容の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（柴田圭子君） 提案理由及び議案内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(柴田圭子君) では、質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

- 議長(柴田圭子君) 討論なしと認めます。  
これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(起立全員)

- 議長(柴田圭子君) 承知いたしました。起立全員です。  
よって、議案第2号は可決されました。

---

◎日程の追加

- 議長(柴田圭子君) お諮りします。議長の選出に伴い、議席に変更が生じるため、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(柴田圭子君) では、異議なしと認めます。  
よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

◎日程の追加

- 議長(柴田圭子君) 追加日程第1、議席の一部変更を行います。

お諮りします。議長の選出に伴い、議席に変更が生じるため、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更します。

その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長。

- 事務局長(高橋 清君) それでは、変更する議席番号とお名前のほう申し上げます。

4番、柴田圭子議員の席を10番に、5番、稲葉健議員の席を4番に、6番、古澤由紀子議員の席を5番に、7番、近藤瑞枝議員の席を6番に、10番、増田葉子議員の席を7番に変更いたします。

以上のとおりでございます。

- 議長(柴田圭子君) お諮りします。

ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(柴田圭子君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読しましたとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

- 議長(柴田圭子君) これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和元年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時20分)